

REBIRTH! 富士講プロジェクト
マスコットキャラクターみろくくん使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、REBIRTH! 富士講プロジェクトマスコットキャラクターみろくくん(以下「みろくくん」という。)の使用に関し必要な事項を定め、富士山の顕著な普遍的価値の普及や巡礼路を活用した新たな富士山観光の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、みろくくんとは、山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会(以下「協議会」という。)が作成した別に定めるデザインマニュアルに示されたものとする。

(使用承認の申請)

第3条 みろくくんを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書(第1号様式)を協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 協議会又は REBIRTH! 富士講プロジェクト作業部会の構成団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- 二 新聞、テレビ、報道機関が報道目的で使用する場合
- 三 その他承認手続が必要ないと協議会会長が認めた場合

(資格要件)

第4条 前条の規定により使用承認申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会会長はこれを承認してはならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- 二 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- 三 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用承認)

第5条 協議会会長は、第3条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、使用承認通知書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

- 2 協議会会長は、前項の規定により使用承認する場合に、条件を付することができる。

- 3 みろくくんの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会会長はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。
- 一 協議会又はその構成団体の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合
 - 二 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - 三 特定の個人又は団体を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - 四 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
 - 五 協議会の事業又は関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
 - 六 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - 七 デザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - 八 みろくくんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - 九 この要綱の規定に従わないおそれがある場合
 - 十 その他承認することが不相当と認められる場合

（使用方法）

第6条 みろくくんのデザインは、別に定めるデザインマニュアルに沿ったものでなければならない。

（使用期間）

第7条 みろくくんの使用期間は、原則として2年間以内とする。

（使用料）

第8条 みろくくんの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、みろくくんの使用に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- 二 みろくくんのイメージを損なうような使用をしないこと。
- 三 商標登録出願を行わないこと。
- 四 デザインマニュアルに定めたとおりデザイン、色などを正しく使用し、協議会会長が特に認めた場合を除き、改変等を行わないこと。

(承認内容の変更)

第 10 条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（第 4 号様式）を協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協議会会長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは変更承認通知書（第 5 号様式）を、承認しないときは変更不承認通知書（第 6 号様式）を使用者に交付するものとする。

(承認の取消し等)

第 11 条 協議会会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条第 1 項の使用承認を取り消すことができる。

- 一 使用者が第 5 条第 2 項の条件に違反した場合
- 二 使用者が第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなった場合
- 三 使用者がその他この要綱の規定に違反した場合
- 四 その他使用者が使用を継続することが適当でないと認められる場合

2 協議会会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、みろくくんを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用状況の報告)

第 13 条 協議会会長は、みろくくんの使用状況について、使用者に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

(責任の制限)

第 14 条 協議会会長は、みろくくんの使用により生じた損害等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、みろくくんの取扱いに関して必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。